五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
五十五の三　国土交通大臣	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による耐空検査員の認定、航空従事者技能証明書の交付、操縦技能審査員の認定又は運航管理者技能検定の実施に関する事務であって第五十七条の三で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十七条の三で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
八十七　市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって第八十九条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第八十九条で定めるもの

五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八十七　市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって第八十九条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第八十九条で定めるもの